

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 役員報酬基準の概要について

1 基本的な考え方

【役員報酬】

定款で定める役員（理事長及び理事）の報酬は年俸制を導入

報酬額 = 年俸額 + 通勤手当

東京都の指定職給料表から算出した年俸額を参考に策定

業績を役員報酬に反映（年俸額の±20%の範囲）

【退職金】

常勤の役員のみ退職手当あり

退職金 = 年俸総額 / 在職月 × 在職年

業務実績に応じ、増額又は減額が可能

2 常勤役員報酬

東京都健康長寿医療センター
役員年俸表（案）

（単位：円）

号給	年俸額
1	13,500,000
2	14,500,000
3	15,500,000
4	16,500,000
5	18,000,000
6	19,500,000
7	21,000,000
8	22,500,000

東京都指定職給料表
（平成21年1月1日適用）

（単位：円）

号給	給与月額	年俸額
1	741,000	14,573,247
2	798,000	15,694,266
3	858,000	16,874,286
4	938,000	18,447,646
5	1,012,000	19,903,004
6	1,085,000	21,338,695
7	1,162,000	22,853,054

適法する号給は役員に就任する者の経歴及び法人の業績等を勘案し、理事長が決定する。

3 非常勤役員報酬

理事 日額（33,900円）+ 通勤手当

監事 日額（30,500円）+ 通勤手当

4 地方独立行政法人法に基づく報酬決定手続き

